

コロナ禍でのメディア関連フリーランスの実態と課題

杉村 和美（ユニオン出版ネッツ副委員長）

本報告では、メディア関連業界を中心に、コロナ下におけるフリーランスの実態、およびその中で浮き彫りになったフリーランス保護をめぐる課題について考えていきたい。出版ネッツは出版・Web 関連フリーランスのユニオンだが、出版、放送、映画演劇、音楽、新聞などの労組で構成された日本マスコミ文化情報労組会議（通称：MIC）に参加している。2017 年厚労省「雇用類似の働き方に関する検討会」開催を受け、2018 年 6 月、MIC フリーランス連絡会（以下、連絡会）を立ち上げていた。2020 年 3 月以降、連絡会としてさまざまな取り組みを行ってきた。

1. フリーランスは「生身の働き手」

2020 年 2 月に出されたイベント自粛要請は、映画演劇や音楽に携わるフリーランスに大きな打撃を与えた。国は支援策を打ち出すが、当初は、雇用労働者の休業補償のための雇用調整助成金と中小事業者への資金繰り支援しかなかった。国はフリーランスも資金繰り支援の枠組みにのせようとしたが、連絡会では「収束が見通せない中で、返さなければならないお金は安易に借りられない」という声が上がった。そこで、3 月 5 日、MIC は国に対し「フリーランスは事業者というより生身の働き手です。…感染症のリスクも、子育ての大切さも、仕事と収入が失われる際の痛みも、雇用・非雇用の別はありません。…給付型支援に踏み込む対応を」と訴えた。この要請は広く報じられ、国はフリーランスへの初の給付型支援に踏み切った。フリーランス向けの学校臨時休校に伴う給付金である。さらに、持続化給付金制度の創設へとつながった。

給付型の経済的支援要請と並んで取り組んだのが、安全網の整備、特に傷病手当金の支給対象をフリーランスにも広げることである。同年 3 月、

厚労省は新型コロナ対策として各国民健康保険組合などに「被用者」向けの傷病手当金の支給を促した（国が給付金を全額負担）。だが、同じ国保加入者にもかかわらず、フリーランスは対象外という「不公平」に直面。厚労省や東京都に対して何度も要請したが、結局実施されなかった（自治体独自の予算で支給した自治体も、把握しただけで 20 ほどある）。

そのほか、出版ネッツは 2020 年 6 月、出版関連フリーランスへのコロナ影響アンケートを実施。8 月、筆者はメディア関連の子育て中のフリーランスに、出産・育児に関する聞き取り調査を行った。2 つの調査結果については、シンポジウムの中で紹介する予定だが、これらの調査を通して、実はフリーランスが妊娠・出産、育児と仕事の両立について苦慮していること、出産・育児だけでなく、病気やけが、仕事がない（失業・取引先の休業・受注量の減少）など働けないときのセーフティネットを求めていることがわかった。フリーランス本人にとっても、これまでは「個人事業主だから自己責任で」と思っていた上記のような権利保障を要求してもよいのだとの意識転換をもたらすこととなった。

2. フリーランスガイドラインをめぐって

2021 年 3 月、政府は「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」）を公表した。これは、発注者との取引において、独占禁止法や下請法などの経済法によってフリーランスを保護するというものだ。コロナ下で私たちが再三要請してきたセーフティネットには言及しておらず、掲載されている「（労働基準法上の）労働者性の判断基準」は、1985 年につくられた古くて狭いモノサシのまま。この基準で判断されたのでは、メディア関連

フリーランスの多くは「労働者」とみなされず、労働法の保護・セーフティネットからはじかれてしまう。これでは、安心して働くことなどとてもできないという意見が出された。また、ハラスメント防止や、雇用労働者にとっての解雇規制にあたる「契約解除・不更新への規制」が抜け落ちていることも指摘された。

2021年9月、MICフリーランス連絡会は、ガイドラインを所管する公正取引委員会、厚労省、中小企業庁などに対し、ガイドラインの規定に解約規制を追加で盛り込むよう要請し、厚労省記者クラブで会見を行った。要請内容は、主に次の3点。①解約ないし不更新には「正当な理由」が必要であることを示す、②事前の「予告」と「予告できない場合の補償」について盛り込む、③「中途解約時の補償」と「一方的発注取消し時のキャンセル料の支払い」についてもガイドラインで示す。

これに対して公正取引委員会は、「契約自由の原則がある」ので盛り込めないと回答した。出版ネットのトラブル相談では、報酬不払いに次いで契約解除や不更新の相談が多い。「ガイドライン」ではフリーランスを守れないことを改めて認識させられた。

3. フリーライターAさんのセクハラ・パワハラ・報酬不払い裁判

上記の取り組みと並行して、出版ネットはフリーライターAさんの裁判支援を進めていた。Aさんが相談に来たのは、2019年10月末のこと。訴えの内容は、仕事（ウェブ運用・記事執筆）を請けていたエステサロンB社の経営者C氏から、セクハラ、パワハラ、報酬不払いの被害に遭ったというものである。出版ネットがB社に申し込んだ団体交渉は不調に終わり、2020年7月、AさんはB社とC氏を相手取り、未払い報酬の支払いとセクハラ・パワハラ被害への慰謝料を求めて東京地裁に提訴した。裁判は1年10カ月にわたって闘われ、2022年5月、東京地裁は報酬請求について全額認容、セクハラ・パワハラについてもほぼ原告側の主張を認めた勝訴判決を言い渡した。とり

わけ、セクハラ・パワハラについてC氏（加害者）の不法行為責任のみならず、B社の安全配慮義務違反が認められるというフリーランスにとって画期的な判決であった。判決文では「B社の指揮監督の下で労務を提供していた」と明記されたが、実際にAさんは1日8～12日時間、土日の休みもなく働いていた。ここでは、フリーランスにも何らかの労働時間規制が必要なのではないかということも提起しておきたい。

この判決を受けて、2022年7月、出版ネットは厚生労働省と内閣官房に、フリーランスへの安全配慮義務について周知啓発すること、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」での検討、フリーランス保護法案への盛り込みなどを要請した。

4. 経済法だけではフリーランスの権利は守れない

海外では、フリーランスやプラットフォームワーカーに対して、「労働者の範囲」を広げ、労働法による保護を及ぼす取り組みが進められている。とりわけ注目したいのが「誤分類の修正」という方法（個人請負とされている就業者を雇用労働の区分に戻すこと）で、アメリカをはじめヨーロッパにも広がりつつある。国や自治体が政策として実施しているのだ。これは「立証責任の転換」（まずは労働者とみなし、それを否定する場合は使用者側が立証責任を負う）とセットになっているという。翻って日本の状況はどうか。2018年フリーランス保護が打ち出された頃から、労基署等では労働者概念が狭く判断される傾向が見られる。メディア関連に多い“グレーゾーン”にあるフリーランスを「労働者」ではなく「事業者」とみなす動きが進んでいるように見受けられる。こうした動きに抗して、ユニオンの側から「誤分類の修正」の闘いを積み上げていきたいと考えている。

まもなくフリーランス保護法案が国会に上程されると言われる。経済法だけではフリーランスの権利を守ることができないということを、声を大にして訴えていきたい。